

<市長記者会見資料>

子ども未来部子ども健康課

ひとり親家庭養育費確保支援事業について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、ひとり親家庭を取り巻く経済的環境が悪化しており、子どもの貧困が社会的問題となっています。

離婚後の養育費の受け取りは子どもの重要な権利ですが、その取り決めを行っているケースは全体の半分以下、さらに実際に養育費を受け取っているのはその半分以下とされています。徳島市では、子どもの健やかな成長のため、養育費確保に向けた支援を実施します。

1 事業内容（詳細は別添リーフレット参照）

(1) 公正証書等作成支援補助

養育費の取り決めに係る経費のうち、公正証書を作成する際の公証人手数料や家庭裁判所の調停申立て、及び裁判に必要な収入印紙代等を補助

(2) 養育費保証支援補助

民間保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結する際に支払った初回保証料を上限5万円まで補助

(3) 養育費回収のための強制執行手続きのサポート

必要書類の準備や申立書の書き方等についてのアドバイスを実施

2 対象者

養育費の取り決めに係る債務名義を有し、現に対象となる子どもを扶養しており、令和3年10月1日以降に公正証書の作成や保証契約の締結等を行ったことで経費を負担した方。

3 事業開始 令和3年10月1日

以上

<問い合わせ先>

子ども未来部 子ども健康課

電話：088-656-0528